

くまもとの文化財

隈部館跡

鹿本郡菊鹿町上永野



▲発掘、整備された礎石

▲庭園跡

隈部氏は大和源氏の出身であると伝えられ、赤星・城の両氏とともに、菊池三家老の一人として重きをなした家柄である。十九代・親永は、本城・猿返城の南側中腹に居館を構え、日常はここで生活していた。これが隈部館跡である。館跡は標高約三百四十メートルの高所にあり、眼下に菊鹿平野を一望に収める景勝の地でもある。空堀や土塁・石塁で防備された館は、城寨としての機能も有している。南北約百五十メートル、東西約八十メートルの規模をもち、建物の礎石や庭園の跡が良く残っている。隈部氏の本城は、館跡の背後にある猿返城であるが、これらを開むように米山・日渡・鶴ノ巣・山内の支城が築かれている。隈部親永は赤星氏と争い、これを打破って隈部城主の地位を得、隈部館や猿返城などを廃棄して隈府に移った。熊本県下には約四百五十の中世城があるが、隈部館跡はこれらの中でも規模・遺構の残りが良く、昭和四十九年に県指定史跡となった。時代は戦国時代。

婦人の10年 二年目を迎えて

日高敏子



今年「婦人の十年」の二年目である。その目標は男女平等である。それを達成するために、世界各国が共に国家の方針として努力する期間を婦人の十年と呼ぶことになった。我が国においても、これに呼応して男女差別を是正するために「国内行動計画」が今年二月に策定された。

これにもとづいて、総理府をはじめ、法務、文部、農林、厚生、労働等々の各省がそれぞれ具体的に男女差別の是正に取組むと同時に、県や市町村など地方自治体も、同じ方針で施策をすすめることになった。勿論各種団体ならびに個々の人びとも、その趣旨にそって、それぞれの立場で男女平等の実現につとめることが強く求められている。

是正地域、職場また公職への登用において、法律の見なおしなど、男女平等の観点からの検討は正を目的としている。これらを身近な日常のくらしの中で考えてみると、男女の差別が、ごく普通のこととして永年行われているために、差別の意識が男女のどちらにもない場合が多く、これをあらためて掘りおこし是正していくということは、なかなか難しい問題である。本県の農村に今も残っている慣習の一つに公役(くやく)の男女差別尻助金がある。地区の清掃作業や草刈などの共同作業にあたって、女性が出る時は、男性の日当評価額の半額を払って出なければならぬとされている。要するに女性は半人前というわけである。ところが女性は、女だから能率が悪いといわれるのは口惜しいとばかり、一生懸命に働いて男性に負けない能率を上げるのに、男性はといえば、公役だから楽をしようというゴロゴロしている人があると聞いている。にもかかわらず、差別尻助金を取るというのは、全く不合理なことである。ところが尻助金を取らないと、男性が公役に出て来ないので、男性を出させるための尻助金であるとも、いわれているが、これなど男性エゴもいところである。すなわち男を引出す方便として女を半人前に扱うという、なんとも解せない話である。

その二に足入婿の慣習がある。家制度のもとで嫁をとるということは、婿方にすれば、まず家の労働力をふやすこと。家風に合い従順であること。家のおと取りを得る。という三つの条件が満たされなければならなかった。これが完全に満たされるか否かを事前に試験するために、この慣習が行われていたのである。すなわち家のための結婚であった。そして、この三条件の一つでも欠けることがあれば、その婚約は一方的に解消されることもあり得たのである。戦後、民法の改正は、その弊をのぞき結婚は両性の合意にもとづいて行われると、されているにもかかわらず、いまだに昔ながらの「むこ入り」が当たり前という慣習が残っている。勿論今も相手の心がわりや、性格の不一致による解消がないわけではない。その時に、婚約不履行の慰謝料は請求できても、それ以外の不測の事態や、事故の補償は何もなく、出産してもその子は嫡出子とはなれないなどの不都合が生じる恐れが多分にあるわけである。これまさに女性差別以外の何ものでもない。その三に職場の男女差別がある。社会慣習としての差別は、その根本は女性を一人前の人格と見ないところにある。このことは職場にも如実にあらわれている。

◎結婚、妊娠出産による退職制 ◎採用、登用についての男女差別 などがこれである。これらは婦人の正当な労働権をいじめるしく侵害するもので、その正当性を見出しがたいものである。早急に改善されなければならない問題である。しかし一方女性の側にも問題がないとはいえない。一人前にあつかわれなことを、容認しつづけ、半人前であることが、すなわち「女らしい」とあやまり考えて来たことである。この点の反省の上に立って、女性の意識を一段と高めていかなければならない。これらの地域、職場の差別是正のためには、熊本婦人少年室では、労働省設置法に定められている左の(抜萃)業務。勤労婦人並びに勤労青少年の福祉の向上。婦人の地位向上。各種調査の実施等の施策に加え、国内行動計画に定められた男女平等達成のための施策を、積極的にすすめることとしている。男女差別是正の問題は、一朝一夕に解決のつくものではない。何がそうさせているのかをしっかりと見きわめ、みんなで協力して、ねばり強い運動を展開していかなければならない。幸い本県においては、各種婦人団体が一致結束して、これらの差別是正のために、真剣にとりくみ、行動をおこしている。まことに頼もしい限りである。(熊本婦人少年室長)